

人の精神活動等を含む方法についても「発明」に該当する 場合があるとして、その発明性を否定した審決を取り消した事例 —対訳辞書事件—

知財高判平成20年8月26日 平成20年（行ケ）第10001号（判例時報2041号124頁）

國學院大學 法学部 兼任講師 内田 剛

事実の概要

X（原告）は、発明の名称を「音素索引多要素行列構造の英語と他言語の対訳辞書」とする発明につき、特許出願（特願2003-154827号。以下「本願」という。）をした。本願は、請求項1の対訳辞書、請求項2の発音記号のローマ字転記方法、請求項3の対訳辞書を引く方法からなり、本件においては、請求項3（以下「本願発明」という。）が問題となっている。

Xは、本願につき拒絶査定を受けたので、これに対する不服の審判請求（不服2005-1619号事件）をした。特許庁は、本願発明は、「自然法則を利用したものとはいえず、単に、人間が対訳辞書を引く方法というほかに、……自然法則を利用した技術的思想の創作である方法ということとはできず、特許法第2条に定義する『発明』ということとはできず、「同法29条1項柱書きの規定により特許を受けることができない」として、「本件審判の請求は、成り立たない」との審決をし、その謄本は、Xに送達された。

そこでXが、審決には、本願発明の辞書を引く方法が人の精神活動または人為的取り決めであると判断した誤り（取消事由2）等があるので、違法として取り消されるべきものであるとして、本件審決の取り消しを求めて訴えを提起したのが本件である。

Xは、① 本願発明の辞書を引く方法は、対訳辞書によって客観的、必然的に決められる方法であり、人為的取り決めとして恣意的に決められるものではない、② 審決は、本願発明の辞書を引く方法が、対訳辞書の独特の行列構造の特徴に必然的に依拠している点を看過し、「人為的取り決めに留まる」と誤って判断した、③ 本願

発明における人間の精神活動は、人間の精神活動のみで対訳辞書を用いない状態では実行できないと主張した。

これに対してY（被告：特許庁長官）は、本願発明は、人間の精神活動そのもの、あるいは人間の精神活動を規定する人為的取り決めであり、全体として自然法則を利用したものとはいえないと反論した。

なお、本願は、本件判決後に再度拒絶査定（特許法36条6項1～3号）を受け、再度の審判請求の後、特許審決の確定により登録されている。

判旨 請求認容（審決取消）

1 取消事由2について

特許法2条1項所定の発明の意義

「特許法2条1項は、発明について、『自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの』をいうと規定する。したがって、ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、いかに、具体的であり有益かつ有用なものであったとしても、その課題解決に当たって、自然法則を利用した手段が何ら含まれていない場合には、そのような技術的思想の創作は、特許法2条1項所定の『発明』には該当しない。

ところで、人は、自由に行動し、自己決定することができる存在であり、通常は、人の行動に対して、反復類型性を予見したり、期待することは不可能である。したがって、人の特定の精神活動（社会活動、文化活動、仕事、余暇の利用等あらゆる活動を含む）、意思決定、行動態様等に有益かつ有用な効果が認められる場合があったとしても、人の特定の精神活動、意思決定や行動態様等自体は、直ちには自然法則の利用とはいえないから、

特許法2条1項所定の『発明』に該当しない。

他方、どのような課題解決を目的とした技術的思想の創作であっても、人の精神活動、意思決定又は行動態様と無関係ではなく、また、人の精神活動等に有益・有用であったり、これを助けたり、これに置き換える手段を提供したりすることが通例であるといえるから、人の精神活動等が含まれているからといって、そのことのみを理由として、自然法則を利用した課題解決手法ではないとして、特許法2条1項所定の『発明』でないということとはできない。

以上のとおり、ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があったりする場合において、そのことのみを理由として、特許法2条1項所定の『発明』であることを否定すべきではなく、特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されていると解される場合には、同項所定の『発明』に該当するというべきである。」

特許法2条1項所定の「発明」への該当性について

「本願発明は、人間（本願発明に係る辞書の利用を想定した対象者を含む。）に自然に具えられた能力のうち、音声に対する認識能力、その中でも子音に対する識別能力が高いことに着目し、子音に対する高い識別能力という性質を利用して、正確な綴りを知らなくても英単語の意味を見いだせるという一定の効果を反復継続して実現する方法を提供するものであるから、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されており、特許法2条1項所定の『発明』に該当するものと認められる。

この点につき、審決は、特許法2条1項所定の『発明』に該当しない根拠を……述べる。」

「しかし、審決の判断は、以下のとおり失当である。

出願に係る特許請求の範囲に記載された技術的思想の創作が自然法則を利用した発明であるといえるか否かを判断するに当たっては、出願に係る発明の構成ごとに個々別々に判断すべきではなく、特許請求の範囲の記載全体を考察すべきである（明細書及び図面が参酌される

場合のあることはいうまでもない。）。そして、この場合、課題解決を目的とした技術的思想の創作の全体の構成中に、自然法則の利用が主要な手段として示されているか否かによって、特許法2条1項所定の『発明』に当たるかを判断すべきであって、課題解決を目的とした技術的思想の創作からなる全体の構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様からなる構成が含まれていたり、人の精神活動等と密接な関連性を有する構成が含まれていたからといって、そのことのみを理由として、同項所定の『発明』であることを否定すべきではない。

そのような観点に照らすならば、審決の判断は、……発明の対象たる対訳辞書の具体的な特徴を全く考慮することなく、本願発明が『方法の発明』であるということを利用して、自然法則の利用がされていないという結論を導いており、本願発明の特許請求の範囲の記載の全体的な考察がされていない点、及び、……およそ、『辞書を引く方法』は、人間が行うべき動作を特定した人為的取り決めであると断定し、そもそも、なにゆえ、辞書を引く動作であれば『人為的な取り決めそのもの』に当たるのかについて何ら説明がないなど、自然法則の利用に当たらないとしたことの合理的な根拠を示していない点において、妥当性を欠く。したがって、審決の理由は不備であり、その余の点を判断するまでもなく、取消しを免れない。

のみならず、前記のとおり、本願の特許請求の範囲の記載においては、対象となる対訳辞書の特徴を具体的に摘示した上で、人間に自然に具わった能力のうち特定の認識能力（子音に対する優位的な識別能力）を利用することによって、英単語の意味等を確定させるという解決課題を実現するための方法を示しているのであるから、本願発明は、自然法則を利用したものということができる。本願発明には、その実施の過程に人間の精神活動等と評価し得る構成を含むものであるが、そのことゆえに、本願発明が全体として、単に人間の精神活動等からなる思想の創作にすぎず、特許法2条1項所定の『発明』に該当しないとすべきではなく、審決は、その結論においても誤りがある。」

「そうすると、審決が、本願発明について、自然法則を利用した技術的思想の創作ではなく、特許法2条1項に定義する『発明』ということとはできず、同法29条1

項柱書きの規定により特許を受けることができないと判断した点は誤りであり、取消事由2は理由がある。」

評釈

判決の結論に反対、理由の一部に賛成、一部に反対。

本件判決の判例上の地位

特許法2条1項は、「『発明』とは、自然法則を利用した」ものであるとしており^{*1}、その解釈として、判例上「当業者がそれを反復実施することにより同一結果を得られること、すなわち、反復可能性のあること」を要するとされている^{*2}。また、この自然法則の利用の要件により、裁判例および審査実務では一定のもの（自然法則そのもの・計算方法・人為的取り決め・人間の精神活動）は、類型的に発明から除外されている^{*3}。

近時まで、人間の精神活動や人為的取り決めに基づく発明として、正面からその発明性が問題とされた事例はなかった^{*4}。しかし、ビジネスモデルやコンピュータ・プログラムといった、人間の精神活動や人為的取り決めがその技術の中心をなす出願が増加したためか、近時、立て続けに人間の精神活動等が問題となる事例が表れている。

上記のように、「専ら、人間の精神的活動を介在させた原理や法則、社会科学上の原理や法則、人為的な取り決めを利用したものである場合には」発明とはいえないとされている^{*5}。しかし、人間の精神活動等を含むものについても、「技術的思想の創作が、全体としてみて、自然法則を利用している」場合^{*6}や「発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである」場合^{*7}には、発明性を肯定するとした判決があり、単に人間の精神活動等を含むだけでは、発明性は否定されていない。

以上のような状況の下で、本件判決は、人間の精神活動等を含む方法について、その発明該当性を判断した一事例であるといえる。しかし、本件判決は、人間の精神活動等がなぜ特許法にいう「発明」に該当しないのかについて、自然法則の利用の要件の解釈として「反復可能性」を要するとした従来の判例を踏まえたうえで、自然法則を利用していないという以上に比較的詳細な理由付けをしており、これまでにない判決であるといえる。

本件判決は、人間の精神活動等を含むものであっても、

「自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段」として示されている場合には、自然法則を利用しているものとして「発明」に該当するとしている。そのうえで、利用されている法則が人間の精神活動等であるかを下記のとおり反復可能性の有無によって判断している。これは、従来の判決が打ち立ててきた自然法則の利用の要件の判断基準を再構成するものとして、本件の事例にとどまらず、今後の判断にも影響を与えるものであるといえる。しかし、自然法則の利用の要件については、反復可能性を要するが、それのみにとどまるのではなく、本件判決のように反復可能性により、その該当性の判断を行うことには疑問がある。そこで以下では、本件判決の判断基準、当てはめについて検討し、その問題点についても言及する。

判旨第1点

(1) 人間の精神活動等を含む発明

本件判決は、「通常は、人の行動に対して、反復類型性を予見したり、期待することは不可能である」ことから、「人の特定の精神活動、意思決定や行動態様等自体は、直ちには自然法則の利用とはいえない」としている。

そもそも、「人間の精神活動」が何を意味するのかが問われなければならないが、一般に理解(認識)、判断といった人間の活動のことを指すものと解されている^{*8}。

人間の精神活動そのものは、自然法則を利用しないものとして発明から除外されているが^{*9}、それ以上、その除外の理由を示すものは、従来の判決においては存在していなかった。本件判決は、それを「反復類型性を予見したり、期待することは不可能である」ことに求めている。

また、従来の判決も自然法則の利用の要件につき、反復可能性を要するとしていたが^{*10}、本件判決は、人間の精神活動の問題が反復可能性の問題であることを示したという点で、これまでの判決と異なるものである。この点は、何ら従来の判決と異なる点はないとも思われるが、このような解釈により、反復可能性のある人間の認識や判断といったものは、自然法則の利用の要件によっては除外されず、特許の対象たる発明とされる点で、下記の具体的当てはめにおいて大きな影響を与えることになる。

本件判決は、「反復類型性」の欠如から、人間の精神

活動自体を自然法則の利用から除外しているが、「人の精神活動等が含まれているからといって、そのことのみを理由として、自然法則を利用した課題解決手法ではない」とはいえないともしている。

「人の精神活動等が含まれている」ことのみをもって、自然法則の利用の要件の充足が否定されないことは、直近の[双方向歯科治療ネットワーク事件]も述べているところである。また、それ以前から審査基準においても「請求項に係る発明が全体として自然法則を利用していると判断される時は、その発明は、自然法則を利用したものとなる」としたうえで、「どのような場合に、全体として自然法則を利用したものとなるかは、技術の特性を考慮して判断する」とされていた。

本件判決は、「人の精神活動が含まれている」場合に、「特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されている」かにより発明該当性を判断するとした。

しかし、技術とは、「課題解決のための合理的手段である」とされており^{*11}、そのような思想の創作が、「課題解決の主要な手段として示されている」というのでは、循環論であり意味をなさない。そこで、本件判決が、当てはめにおいて述べる「課題解決を目的とした技術的思想の創作の全体の構成中に、自然法則の利用が主要な手段として示されているか」という判断基準と合わせ、かつ重複部分を除いた自然法則が、課題解決の主要な手段として利用されているかというのが、本件判決により定立された基準であると解すべきであろう。

その意味で本件判決の基準は、発明の効果を実現するための工程に自然法則が利用されていることをもって発明該当性を肯定した、[切り取り線付き薬袋事件]と類似の基準であるといえるが、上記[双方向歯科治療ネットワーク事件]とは、同判決が、右記のとおり、発明の本質を発明の要旨と考えており、必ずしも課題解決の手段とは考えていないため異なる。

(2) 本件判決の基準と発明の要旨認定との関係

本件判決は、以上のように、発明該当性につき、「特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して」判断するとしている。

これに対して[双方向歯科治療ネットワーク事件]は、発明該当性判断に際して、「発明の本質」を探求し、「本願発明1の要旨の認定については、特許請求の範囲の技術的意義が一義的に明確に理解することができないとの特段の事情があるということが出来るから、更に明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌することとする」として、特段の事情がある場合に、詳細な説明を参酌できるとしている。これはおそらく、[リパーゼ事件]^{*12}において示された発明の要旨認定のための基準を発明該当性についても適用したものであると思われる。

本件判決は、当てはめに際しても、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌し、「本件発明の内容は、以下のとおり整理することができる」としており、上記の[双方向歯科治療ネットワーク事件]のような「特段の事情」という要件を課していない^{*13}。

確かに、特許法29条1項柱書きの発明該当性の判断においても、「特許請求の範囲の項に記載された構成を有する技術的思想」であるところの発明の要旨^{*14}の認定は必要であり、その基準いかんによっては、結論が異なり得る。

しかし、[リパーゼ事件]は、「発明の新規性及び進歩性について審理するに当たって」の発明の要旨認定について判断したものであり、発明該当性の判断方法については、同判決の射程外の問題である。また、同判決は、特許請求の範囲の記載の意味内容を把握するために発明の詳細な説明の記載に目を通すことまで否定するものではない^{*15}。さらに、特許請求の範囲の記載は、「発明の目的、効果等を除いた発明の構成のみ」であり^{*16}、単に発明が人間の精神活動等を含むのみでは自然法則を利用していないとはいえないという立場を採用し、形式的な判断を超えて実質的な発明の内容を探求する限り、発明該当性の判断の対象となる技術的思想の抽出には、特許請求の範囲の記載のみでは足りず、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌することが必要となる。

そのため、発明であるかを判断する際に、原則として「明細書等の記載を参酌」とするという本件判決の立場のほうが、[双方向歯科治療ネットワーク事件]のように特段の事情がなければ、発明の詳細な説明の記載を参酌できないとする立場よりも妥当であるといえる。

判旨第2点

(1) 本願発明への当てはめ(人間の精神活動等)

本件判決は、本願発明が、人間の「子音に対する高い識別能力という性質を利用して、正確な綴りを知らなくても英単語の意味を見いだせるという一定の効果を反復継続して実現する方法を提供するものであるから、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されており、特許法2条1項所定の『発明』に該当するものと認められる」としている。

本件判決の「自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されている」かによるという判断基準は、「その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があつたりする場合において」、それが、発明に該当するか否かを判断するための基準であり、そもそも、自然法則それ自体を判断するための基準ではないし、それを判断するための基準になるものでもない。それにもかかわらず、本件判決は、上記の判断基準に依拠したうえで、従来人間の精神活動とされてきた人間の「識別能力」を、反復可能性から自然法則として理解しているようである。このような理解は、本件判決が上記の人間の精神活動を「反復類型性を予見したり、期待することは不可能である」ために、自然法則を利用するものではないとしたことから生じた帰結であるといえよう。

本件判決は、反復可能性により、自然法則を利用していかを判断しており、その判断基準を敷衍すると、人間の認識や判断を利用するものであっても反復可能性があれば、自然法則を利用しているといえることになる。そうであるとすると、従来、発明として保護されないものの代名詞とされてきた記憶術や商品の陳列方法(人間の精神状態を利用)についても、新規性、進歩性の問題はあるにせよ、発明性は肯定されることにもなりかねない。

しかし、そもそも自然法則とは、自然界に関する法則のことであり、人の認識・識別能力である子音に対する高い識別能力は、従来考えられていたところの自然法則ではなく、そのような法則を利用していたとしても、特許法2条1項の「発明」には該当しないとされてきた。これは、自然法則の利用の要件を含む特許法2条1項の「発明」の定義が、特許法の目的にかなった「保護範囲」

を定めるものであり^{*17}、仮に、本件判決と同様に同項の「発明」を広く反復可能性を有する何らかの法則と解する場合には、特許法が「発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的」としているにもかかわらず、奨励が不要なもの(奨励せずとも発生するもの)や奨励したとしても産業の発展に寄与しないもの、逆にその保護が産業の発展を阻害するもの(独占の範囲が広く弊害を生じるもの)^{*18}までも保護することになり、本法の目的から外れる結果となるためである^{*19}。

また、本件判決も述べるとおり、「人は、自由に行動し、自己決定することができる存在である」が、その自由領域を、その活動の反復可能性を理由に制限することは、人間に保障されるべき、精神活動の自由との関係からも疑問である。この点についても、自然法則の利用の要件が、人間の行動の自由を過度に制約することになる一定の方法については、その保護を否定するために用いられている^{*20}。

以上のように、人間の認識、判断により達成される方法については、そもそも自然法則が利用されておらず、仮にそれが反復可能性を有するとしても、そのようなものの保護を認めると、特許法の目的に反するとともに人間の精神活動を過度に制限するおそれがあるため、その保護は否定されるべきである。

(2) 審決の判断(「人為的な取り決め」)について

また、本件判決は、「辞書を引く動作であれば『人為的な取り決めそのもの』に当たるのかについて何ら説明がない」として、審決が、自然法則の利用に当たらないとしたことの合理的な根拠を示しておらず、その判断は妥当性を欠くとする。

人為的取り決めについても、自然法則を利用しないものとして、発明から除外されているが^{*21}、それ以上の理由については明らかではない。この点については、自然力の利用を欠くことから因果関係を認めることができない点が指摘されている^{*22}。そもそも、人為的取り決めとは人間の決めた約束であり、そのような人為的取り決めには、自然力が利用されておらず、因果関係を認めることができないため反復可能性を欠くことになる。結局、その理由が反復可能性に行きつくため、上記の本件判決の基準によれば、人間の決めた約束であったとして

も、反復可能性さえあれば、自然法則を利用しているものとして取り扱われることになり得る。

しかし、本件判決は、人為的取り決めについてその反復可能性に言及することなく、代わりに「対訳辞書の特徴を具体的に摘示した」ことに言及している。この点については、本願発明において利用されている辞書を引く動作についての約束が、本件の対訳辞書によって決まっているのであって、人間によって勝手に決められるものではないというXの主張を考慮したものであると思われる。

本件判決は、審決の「発明の対象たる対訳辞書の具体的な特徴を全く考慮することなく……本願発明の特許請求の範囲の記載の全体的な考察がされていない点」を批判する。確かに、審決は辞書の特徴を辞書の引き方の特徴ではないとして、辞書の引き方は、「対訳辞書の特徴がどうであれ……人為的取り決めに留まる」と不用意な判断をしているといえる。

しかし、本願発明の辞書の特徴から、その引き方が限

定され、それが人為的取り決めそのものでなくなっても、その辞書を引く手順には自然法則が利用されておらず（本件判決も下記のとおり認識能力の利用にそれを求めている）、審決の本願発明を人間の精神活動と合わせて「自然法則を利用しているものとはいえない」とした判断は、必ずしも妥当性を欠くものではない。

また、全体考察を要するとしても、基本的には、特許請求の範囲記載の構成のどこかに自然法則が利用されている必要がある^{*23}、特許請求の範囲の個別の構成ごとに自然法則の利用の有無を判断した審決の手法にも問題があるとまではいえない。

最終的に本件判決は、本願発明の自然法則の利用を「認識能力」により肯定しているが、この点については、上記のとおり、そもそも自然法則といえず、また、特許法の目的や人間の行動の自由といった観点から、このような活動についてまで、「発明」として、公衆の活動の自由の制限を認めることは許容され得ない。

(うちだつよし)

- ※1) なお、旧特許法（大正10年法律第96号）は、自然法則の利用を明示的には要求していなかったが、同法1条の「工業的発明」の解釈として自然力が利用されていることが要求されていた。【大判昭和18年4月28日民集22巻315頁、最判昭和28年4月30日〔欧文字単一電報隠語作成方法事件〕民集7巻4号461頁】。
- ※2) 最判昭和44年1月28日〔原子力エネルギー発生装置事件〕民集23巻1号54頁（旧特許法適用事例）、最判平成12年2月29日〔黄桃の育種増殖法事件〕民集54巻2号709頁。
- ※3) 特許庁『特許・実用新案審査基準』第Ⅱ部第一章。
- ※4) [資金別貸借対照表事件]（東京地判平成15年1月20日判時1809号3頁）まで、人間の精神活動等の類型的な除外に言及した判決は存在しない。また、人間の精神活動につき、[切り取り線付き葉袋事件]（知財高判平成19年10月31日〔平成19年（行ケ）第10056号〕）、人為的な取り決めにつき、[ポイント管理装置事件]（知財高判平成18年9月26日〔平成17年（行ケ）第10698号〕）まで、具体的にその除外が問題となった事例はなかった。
- ※5) 前掲※4 [資金別貸借対照表事件]。
- ※6) 前掲※4 [切り取り線付き葉袋事件]。
- ※7) 知財高判平成20年6月24日〔双方向歯科治療ネットワーク事件〕判時2026号123頁。
- ※8) 前掲※7 [双方向歯科治療ネットワーク事件]では、人間の「評価、判断等」の活動が、人間の精神活動に含まれるとしている。
- ※9) 例えば、前掲※4 [資金別貸借対照表事件]、前掲※4 [切り取り線付き葉袋]、前掲※7 [双方向歯科治療ネットワーク事件]。
- ※10) 前掲※2 [黄桃の育種増殖法事件]。ただし、反復可能性は、「技術」から要求されるという見解〔紋谷暢男『知的財産法概論』（有斐閣、2006年）16頁〕、さらに、「自然法則を利用した技術的思想」全体から要求されるとする見解〔中

山信弘『工業所有権法（上）特許法（第2版増補版）』（弘文堂、2000年）105頁〕がある。

- ※11) 前掲※10・紋谷15頁。同旨、前掲※10・中山106頁（「一定の目的を達するための具体的手段である」とする。同、東京高判平成11年5月26日〔ビデオ記録媒体事件〕判時1682号118頁）。
- ※12) 最判平成3年3月8日民集45巻3号123頁。
- ※13) 前掲※4 [切り取り線付き葉袋事件]判決も本件判決と同旨。
- ※14) 紋谷暢男「判批」法協109巻9号125頁（1992年）。
- ※15) 塩月秀平「判解」最判解民〔平成3年度39頁〕。
- ※16) 前掲※14・紋谷125頁。
- ※17) 山神清和「アルゴリズムの保護と発明の概念」AIPPI54巻8号27頁（2009年）。
- ※18) 田村善之『市場・自由・知的財産』（有斐閣、2003年）131頁。
- ※19) ただし、前掲※17・山神は、「発明」の意義を前記のように解しているが、「[法則利用]に着目すればよい」として、反復可能性のみで足りるとしている（同27頁）。
- ※20) 前掲※18・田村133頁以下。同『知的財産法 第4版』（有斐閣、2006年）173頁以下。
- ※21) 一般論として、前掲※4 [資金別貸借対照表事件]。具体的には、前掲※4 [ポイント管理装置事件]において、発明が人為的取り決めであるとして発明性が否定されている。
- ※22) [電柱広告方法事件]（東京高判昭和31年12月25日行集7巻12号3157頁）における当事者の主張。
- ※23) 例えば、前掲※4 [切り取り線付き葉袋事件]判決は、個々の工程にも発明全体にも自然法則が利用されていないとした審決に対して、発明の効果を実現する特許請求の範囲の構成の一部が自然法則を利用しているとして、発明全体の自然法則の利用を肯定している。